# 大和メディカル株式会社 福祉用具貸与事業所樫の木 運営規程 【指定(予防)福祉用具貸与】

(目的)

第1条 大和メディカル株式会社が設置する指定福祉用具貸与事業所樫の木(以下「事業所」という)が行う指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の事業(以下「事業」)という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある者(以下「利用者」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、利用者の心身の特性を 踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利 用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具 の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常 生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負 担の軽減を図るよう援助を行う。
  - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名称 福祉用具貸与事業所樫の木
  - (2) 所在地 山形市上町四丁目6番24号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
  - (1) 管理者 1人

管理者は事業所の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の 規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 福祉用具専門相談員 2人以上

専門相談員は、福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)の作成・変更等を行い、福祉用具の提供にあたる。

#### (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
  - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日及び12月30日から1月3日

は除く)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額) 第6条 指定福祉用具貸与の提供方法を次のとおりとする。

- (1) 専門相談員は福祉用具貸与計画を作成し、利用者の状態に応じ、相談に応じながら適切な福祉用具の選定を援助し、同意を得る。
- (2) 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。
- (3) 専門相談員が利用者の状態に応じ調整等を行い、使用方法、使用上の留意点、 故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で使用 方法の指導を行う。
- (4) 利用者からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- (5) 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める特定福祉用具に係る福祉用具の種目 に基づく以下のものとする。
- ① 車いす
- ② 車いす付属品
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 認知症老人徘徊感知器
- ⑧ 移動用リフト
- ⑨ 手すり
- 10 歩行器
- ① 歩行補助つえ
- ② スロープ

但し、①~⑧は、特別に使用の必要性が認められた方以外の軽度者(要支援  $1 \cdot 2$ 、要介護 1)には貸与できません。

- (6) 指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は別に定める料金表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与が法定受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。) なお、レンタル料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。
- 1) 契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額 契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
- 2) 契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額 契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額
- 3) レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額

- (7) 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与に要した交通 費は1回300円を徴収する。
- (8) 搬入に特別な措置が必要な場合(クレーン車使用など)の費用は、その実費を徴収する。
- (9) 前6項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前 に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けること とする。

## (通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、山形市とする。

#### (衛生管理)

第8条 指定福祉用具及び指定介護予防福祉用具の消毒は株式会社日本ケアサプライに委託することとし、事業所は当該業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録する。

#### (保管方法)

第9条 指定福祉用具及び指定介護予防福祉用具の保管は、株式会社日本ケアサプライに 委託することとし、事業所は当該業務の実施状況について定期的に確認し、その 結果を記録する。

#### (苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置 を講じるものとする。

#### (個人情報の保護)

- 第11条 管理者及び専門相談員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の 秘密を漏らさない
  - 2 サービス担当者会議等において利用者や利用者の家族の個人情報を用いる場合には同意をあらかじめ文書により得る。

#### (記録の整備)

- 第 12 条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しておくこととする。
  - 2 事業所は、利用者に対する福祉用具サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。
    - (1) 福祉用具サービス計画
    - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## (業務継続に向けた取り組み)

第13条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練(シミュレーション)を実施する。

#### (高齢者虐待防止)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、研修等必要な措置を講ずる こととする。

#### (電磁的方法について)

第 15 条 利用者及びその家族等の利便性向上並びに事業所の業務負担軽減等の観点から、 書面で行うことが規定されている又は想定される交付等については、事前に利用 者等の承諾を得た上で電磁的方法により行うことができる。

#### (PDCAサイクルの推進)

第16条 事業所は介護保険関連情報等を活用し事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努める。

#### (その他運営についての重要事項)

- 第17条 事業所は、専門相談員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
  - 2 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するため の措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマー ハラスメントについても適切な対応に努める。
  - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大和メディカル株式会 社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。

平成26年 4月 1日 一部改訂

平成26年 7月 1日 一部改訂

平成26年12月 1日 一部改訂

平成27年 6月10日 一部改訂

平成27年 8月 1日 一部改訂

平成27年12月10日 一部改訂

平成28年 1月 4日 一部改訂

令和 元年10月 1日 一部改訂

令和 3年 4月 1日 一部改訂